

屋外広告物事務質疑応答集

この事務質疑応答集は、屋外広告物の許可事務等の市町への権限移譲に伴い、市町担当者等からの質疑に対し、県が直接事務を行っていた当時の考え方や判断例等を応答したものを、参考として掲載しているものです。実際の許可にあたり、許可権者である市町の判断を拘束するものではありません。

令和3年9月

広島県土木建築局都市計画課

(凡例)

法…屋外広告物法

条例…広島県屋外広告物条例

規則…広島県屋外広告物に関する規則

手引き…広島県屋外広告物の手引き

令和3年9月14日改訂

目 次

項	目	質	問	ページ
1 定義付け				
1	目的規定	「公衆に対する危害」の意味	規制目的にある「公衆に対する危害」（法第1条、条例第1条）とは、どの範囲まで含めるのか。	1
2	屋外広告物の定義	「常時又は一定の期間継続」の意味	屋外広告物の要件である「常時又は一定の期間継続」（法第2条第1項）して表示されるものとは、どんな趣旨か。	1
3	屋外広告物の定義	「屋外で表示」の意味	屋外広告物の要件である「屋外で表示」（法第2条第1項）されるものとは、どんな趣旨か。	1
4	屋外広告物の定義	「公衆に表示」の意味	屋外広告物の要件である「公衆に表示」（法第2条第1項）されるものとは、どんな趣旨か。	1
5	屋外広告物の定義	「表示」の意味	「表示」（法第2条第1項）するとは、どのようなことをいうのか。	1
6	具体的な規制対象	広告物と広告物を掲出する物件	法・条例では「広告物」と「広告物を掲出する物件」の2種類の記載があるが、この違いは何か。	2
7	具体的な規制対象	広告表示内容についての判断基準	広告物等に表示される内容によって、規制対象になるか否かに違いが生じるのか。	2
8	具体的な規制対象	自動販売機	自動販売機の屋外広告物法・条例上の取扱いはどうなるのか。	2
9	具体的な規制対象	建築物と一体化した広告物の取扱い	倉庫として建築確認を受けた建物の壁面に大規模な広告デザインが描かれ、巨大な広告塔に見えるものになった。このような物件をどうやって規制するべきか。	3
10	具体的な規制対象	巨大な観音像等	新興宗教やテーマパークなどの目印的に建築された巨大な観音像等のモニュメントや、デパートの壁面に取り付けられたカラクリ人形などは広告物として規制すべきか。	3
2 地域指定				
1	許可地域	建設中のバイパスの沿線の取扱い	建設中の主要県道バイパスの沿線に広告塔の設置許可申請があった。バイパス完成後は規制を受ける地域であるが、どう取り扱うべきか。	4
2	許可地域	道路等から展望できる接続地域の範囲	「展望できる接続地域」（条例第2条第1項第5号）には直接見えない場所も含まれるのか。	4
3	許可地域	接続地域のうち許可できない地域の取扱い	道路沿線で許可しないこととされている地域（高速自動車道沿線の家屋連たん区域外で道路から500m未満）は、どういった性格の地域なのか。	4
4	禁止地域	自然公園の取扱い	禁止地域に指定されている「国又は公共団体が管理する公園」（条例第3条第1項第5号）には、自然公園法に基づく国立・国定公園が含まれるのか。	4
3 適用除外・禁止物件				
1	対象物件	適用除外対象物件の拡大	適用除外物件として規則に列挙されているもの以外のものを適用除外として処理したいが、どうすればよいか。	5
2	公共広告	公共団体が設置の意味	適用除外基準の「国又は地方公共団体が、公共的目的をもって表示し、又は設置するもの」（規則第3条第1項第1号ロ）に該当する設置主体の範囲はどこまでか。	5
3	公共広告	公共的目的の取扱い	適用除外基準の「国又は地方公共団体が、公共的目的をもって表示」（規則第3条第1項第1号ロ）における公共的目的とはどんなことを指しているのか。	5
4	公共広告	交通安全標語看板等の取扱い	町内随所に見られる交通安全標語看板に対する規制はどうすればよいか。	5
5	公共広告	郵便局が掲出する看板の取扱い	郵便局が掲出する看板は屋外広告物の許可が必要か	5
6	公共広告	歓迎看板の取扱い	空港及びしまなみ海道沿いに「ようこそ広島へ」という歓迎看板を設置したいが、許可申請は必要か。	5
7	公共広告	暴力追放の看板の取扱い	暴力追放の看板を町の他の課で設置したいとの話があったが、屋外広告物の規制はかかるか。	6
8	公共広告	祭りに関する広告物の取扱い	市主催の祭りで1か月前から街灯柱に祭りに関する広告を掲出するが、その広告物に企業名を掲載する場合、屋外広告物の取扱いをどの様にすればよいか。	6
9	自家用広告物等	自己店名等の表示割合	自己看板等は、自己の店名・営業内容等の面積の占める割合が1/5以上と定められているが、残る4/5弱の部分には、何が描かれていてもよいのか。	6
10	自家用広告物等	ビルのテナントの集合広告の取扱い	ビルのテナント等の入居者名等が、ビル壁面の突き出し広告と、入口横の広告塔に表示されている場合、どのように取り扱うことになるのか。	6
11	自家用広告物等	道路に突き出した自己看板	自己の敷地上に設置された自家用広告物が道路に突き出している場合、自家用広告物としての取扱いを行ってよいのか。	6
12	自家用広告物等	自己の意見を掲出した看板	自己所有地に道路建設反対等の自己の意見広告を掲出した場合、自家用広告物と解釈できるか。	6
13	他法令により表示・設置するもの	他法令の規定により表示又は設置するものの例	他法令の規定により表示・設置するもの（条例第6条第1号）とはどんなものが該当するのか。	7
14	橋りょう	禁止物件に含まれる橋りょうの範囲	禁止物件である「橋りょう」（条例第3条第2項第2号）はどんなものをいうのか。歩道橋も橋りょうに含まれるのか。	7
15	歩道柵	禁止物件に含まれる歩道柵の範囲	道路脇に設置されているフェンスは禁止物件に該当するのか。	7

項 目		質	問	ページ
16	禁止広告物	形状・色彩・意匠(条例第4条、及び第5条関係)	条例第4条及び第5条に規定されている禁止広告物の具体例は何か。	7
4 許可				
1	手続	許可申請者になるべき者	許可申請者になるべき者は、広告物と広告物を掲出する物件でどのように違うのか。具体的に広告塔などは誰が申請するべきなのか。	8
2	手続	許可期間を年度単位に合わせることの可否	年度中途に許可申請があった場合、許可庁の都合で年度単位に許可期間を限ってよいか。	8
3	手続	事後申請の許可の取扱い	無許可の広告物を発見したので繰り返し指導した結果、許可申請してきた。設置後相当期間経過しているが、許可期間はどのようにとればよいか。	8
4	手続	許可条件にはどのようなものを付けることができるのか。	条例第2条第4項では許可に際して「良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な条件を付することができる。」とされているが、具体的にはどのような条件を付けることができるのか。	8
5	広告物の種類	広告塔と平看板の区別	広告塔と平看板の違いは何か	9
6	広告物の種類	公益法人が設置する避難標識と広告板	スポンサーを募って、最寄りの避難場所を示す標識を設置し、標識の下にスポンサーの名前を表示する業務を行っている公益法人が、町内各所に標識を設置したい旨要望してきた。この避難標識とスポンサー名表示板はどのように扱えばよいか。	9
7	広告物の種類	可動型看板の取扱い	よく店舗やガソリンスタンドの外に置かれている、可動式の看板の種類は何か。	9
8	広告物の種類	集合看板の取扱い	1枚の看板に複数のはり紙等の広告物を表示する集合看板は、どのように許可をすればよいか。	9
9	許可基準	広告物の高さ制限	広告塔に照明灯や避雷針等の附属物が取り付けられ、それらが広告物自体の高さよりも高い場合、どこを許可基準上の高さ限度と考えればよいか。	9
10	許可基準	壁面広告の面積	建物の壁面に描かれている広告物の面積には許可基準があるのか。	9
11	許可基準	家屋連たん区域の範囲	家屋連たん区域とは、「連たんする戸数が10戸以上の区域をいう」(規則別表第1-イ)とされているが、具体的にはどう判断すればよいか。	10
12	許可基準	広告塔の高さの測り方	許可基準にある建物の広告塔の高さとは、どこからの高さをいうのか。道路面と設置場所の高低差は考慮してよいか。	10
13	許可基準	緩和規定の取扱い	許可基準の緩和規定はどうやって適用すればよいか。	10
14	許可基準	電柱への添加と巻き付けの併置	1本の電柱に添加と巻き付けの2種類の広告物を設置することができるか。	11
15	許可基準	交差点の見通しを妨げる広告物の許可	市道交差点付近の更地に看板設置の申請があった。この看板は信号機や道路標識を覆い隠すことはなく許可基準も満たしているが、設置すれば側道通行車が見えなくなり、事故が発生することが懸念される。この看板を「公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物」(条例第5条第1項)として、許可しない取扱いにはできないか。	11
16	許可基準	許可基準がないものの許可の適否	規則に許可基準が定められていない広告物は、どういう基準で許可すればよいか。	11
17	許可基準	バス、タクシー広告の取扱い	バス車両への全面広告は可能か。タクシー車両への広告物の掲載の取扱いは。	11
18	許可基準	マンションの名称及びロゴマークの取扱い	マンションの屋上の機械室壁面にマンション名及びロゴマークを入れる場合屋外広告物としての取扱いは如何にすべきか。	11
19	許可期間	許可期間1年の根拠	許可期間は1年以内となっているが、市町で運用規定を定めて、1年以上にすることはできないか。	11
20	許可基準	構造上の安全基準	許可申請に仕様書や図面の添付をさせるが、許可を出す上で構造上の安全基準はあるのか。	11
21	手数料	手数料の性格	屋外広告物の手数料は不許可の場合も徴収できるのか。	12
22	手数料	手数料が定められていないもの手数料の額	屋外広告物には該当するが、手数料の額が定められていないものの許可申請があった。この申請手数料は、条例別表第2の「その他」に該当するものとして、「前各号に準じて知事(市町の場合は市町長)が定める額」を適用してよいか。また、額の算定はどうすればよいか。	12
23	手数料	「光源を使用したもの」の手数料が定められていない場合	照明付きの幕広告の許可申請があった。幕広告の手数料は、「光源を使用しないもの」のものしか定められていないが、どうすればよいか。	12
24	手数料	手数料の減免	屋外広告物の手数料は減免できるのか。	12
25	手数料	光源を利用した広告物とは	広告物そのものには光源はないが、外からその広告物を照らしている場合は、光源使用の広告物に当たるか。	12
26	手数料	手数料の徴収根拠	許可手数料を市町で徴収しているが、移譲事務の根拠である特例条例には、手数料に係る事務の委任はない。この場合、手数料を徴収する根拠は何になるのか。	12
27	手数料	手数料の徴収方法	手数料の区分を更新と新規で変えることは可能か。	12
28	面積計算	文字毎の面積計算の適用範囲	規則の別表第1の備考に規定されている「文字又は記号の面積を算定するとき」とは、どんなときが該当するのか。	12

項 目		質 問	ページ
29	面積計算	コンビニの帯看板等の取扱い	12
30	他法令との関係	景観条例や都市計画法（地区計画）などとの関係	13
31	他法令との関係	他法令に抵触するものの許可について	13
32	他法令との関係	建築基準法との関係	13
33	その他	広告物がなくなった広告塔の取扱い	13
34	その他	適用除外基準面積を超えた自家用広告の許可方法と手数料	13
35	その他	J R等が広告列車を走らせる場合の許可について	14
36	その他	許可を受けた申請者の義務	14
37	その他	他県で許可を受けたポスターの取扱い	14
38	その他	許可権者の責務について	14
5 違反対策			
1	指導等	日常活動	15
2	指導等	指導等の相手方	15
3	簡易除却	簡易除却の方法	15
4	簡易除却	簡易除却を行うことができる者	16
5	代執行等	代執行の要件	16
6	代執行等	代執行の手続	16
7	代執行等	略式代執行	17
6 屋外広告業			
1	広告業の登録	屋外広告業の登録の問い合わせがあった場合の取扱い	18
2	広告業の登録	屋外広告業の登録が必要な場合	18
3	広告業の登録	許可申請書の工事施行者が未登録業者であった場合の取扱い	18
4	広告業の登録	屋外広告業の登録要件	18
5	広告業の登録	広告業登録制度の目的	18
6	広告業の登録	広島市、呉市、福山市に登録している業者について	19
7	指導	広告業者の指導	19
8	指導	広告業者を指導する者	19

項 目		質 問	ページ	
7 市町の事務				
1	県と市町の分担	直轄国道の取扱い	直轄国道の占用を伴う広告物の許可は市町でできるのか。	20
2	市町の事務の根拠	市町の事務の根拠	市町が屋外広告物の事務を行うことができる根拠は何か。	20
3	市町の手数料	市町が手数料を徴収する根拠	市町が個々に屋外広告物手数料を定めなければならないのはなぜか。	20
4	市町の手数料	市町が手数料を徴収する場合の納付方法	市町が手数料を徴収する場合、どのような納付方法が適切か。	20
8 安全対策				
1	安全点検報告の対象広告物	安全点検報告の対象広告物	安全点検報告の対象広告物を「高さが四メートルを超えるもの又は表示面積が十平方メートルを超えるもの」（規則第8条）とした理由は何か。	21
2	安全点検報告の対象広告物	広告物の全体面積が10㎡を超える集合看板の取扱い	広告物の全体面積が10㎡を超える集合看板でテナントごとに申請者が異なる場合の安全点検の取扱いはどうすればよいのか。	21
3	管理者	管理者の資格	安全点検を行う管理者（条例第15条の2、第15条の3）に求められる資格は何か。	21
4	安全点検報告書	安全点検報告書の提出時期	安全点検報告は、毎年の更新許可（1年間）ごとになくしてはならないか。	21

屋外広告物事務質疑応答集

1 定義付け

項 目	質 問	回 答
1 目的規定	「公衆に対する危害」の意味 規制目的にある「公衆に対する危害」(法第1条, 条例第1条)とは、どの範囲まで含めるのか。 【関連】許可4-15	単に屋外広告物の設置管理の瑕疵等が原因の倒壊など、直接的な危害だけでなく、屋外広告物の設置により見通し不良や信号機や道路標識の妨害等によって生ずる間接的な危害も含まれるものとされている。 ただし、間接的な危害については、実際には無制限な拡張解釈を避けるため限定的に運用していく必要があることとされている。 県条例第5条第2項において、信号機又は道路標識等の効用を妨げる場合に限定している。
2 屋外広告物の定義	「常時又は一定の期間継続」の意味 屋外広告物の要件である「常時又は一定の期間継続」(法第2条第1項)して表示されるものとは、どんな趣旨か。	「定着して表示されるものに限る」という趣旨である。 街頭で散布されるビラやチラシの類、音響のような無形広告は該当しない。 (ビラやチラシは電柱や塀などに貼付されたときに初めて定着性を有し、屋外広告物になる。) なお、一定期間一日数時間掲出・撤去を繰り返すものや、夜間のみ掲出されるもの、冬季のみ掲出されるものなども、一定期間継続して表示されているものとして規制対象になる。 また、電光ニュースなどのような表示内容が随時変化するものも、屋外広告物に該当する。 【参照】手引きP1
3 屋外広告物の定義	「屋外で表示」の意味 屋外広告物の要件である「屋外で表示」(法第2条第1項)されるものとは、どんな趣旨か。	法・条例により規制されるのは、「広告物が建築物等の外側にあるものに限る」という趣旨である。 広告物自体が屋内にあるものは、屋外に向けて表示されているものであっても、規制できない。 このため、次のような広告物は、屋外を通行する一般公衆だけに向けて外向きに表示されていても規制できない。 ①ビルの窓ガラスに室内から外に向けて貼り付けられた広告 ②自動車の車内から外に向けて表示された広告 ③ショーウィンドウ内の広告 ④ガラス壁面内部の広告 など 【参照】手引きP1
4 屋外広告物の定義	「公衆に表示」の意味 屋外広告物の要件である「公衆に表示」(法第2条第1項)されるものとは、どんな趣旨か。	「不特定多数の一般公衆向けに表示されていることが必要である」という趣旨である。 表示方法・場所等で表示対象が特定の者に限定された広告物は規制対象にならない。 このため、この要件は建物等の管理権等から総合的に判断する必要がある。例えば次のようなものは、表示を受ける相手方が建物等の管理権者の管理下にある人だけであるため、「一般公衆」に向けたものとはいえず、広告物自体も屋外広告物に該当しないこととされている。 ○閉鎖的な中庭を有する建物で、建物の外側ではあっても中庭に向かって表示されているもの。 ○駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対してだけ表示されているもの。 一方、改札口の内側に設置されていても、改札口の外側の一般公衆に向けても表示されているもの、地下道や地下街の一般公共の用に供される地下歩道の部分に表示されるものは、屋外広告物に該当しうる。 (地下道等については、建築物ではなく工作物であると解され、また一般公衆が通行する点において、通常の地上歩道と差がないことが理由であるとされている。) 【参照】手引きP1
5 屋外広告物の定義	「表示」の意味 「表示」(法第2条第1項)するとは、どのようなことをいうのか。	「表示」してあると言い得るためには、そこに一定の観念、イメージ等が表示されていることが必要で、何らの観念、イメージ等も表示されていないものは屋外広告物には当たらないと解されている。 ただし、これでは極めて広範囲であいまいであるため、本県では、具体的な規制対象を考える際には、別項7(広告表示内容についての判断基準)で述べる基準を追加して、総合的に判断することとしている。

屋外広告物事務質疑応答集

1 定義付け

項 目	質 問	回 答
6 具体的な規制対象	<p>法・条例では「広告物」と「広告物を掲出する物件」の2種類の記載があるが、この違いは何か。</p>	<p>屋外広告法第2条において、次のとおり規定している。</p> <p>○屋外広告物・・・看板・立看板・はり札・はり紙 ○屋外広告物を掲出する物件・・・広告塔・広告板・建物その他の工作物</p> <p>広告物を掲出する物件のうち、屋外広告物法・条例により設置の規制を受けるのは、「主として屋外広告物を掲出することが目的であるもの」に限られ、それ以外(樹木、建物等)は、広告物を表示・掲出する場合に広告物だけが規制される。</p> <p>広告物と広告物を掲出する物件の両方が規制対象になる広告塔などの場合、厳密には物件の設置についての許可と広告物の表示についての許可の両方が必要であるが、本県では、実務上、次のとおり取り扱うこととしている。</p> <p>① 物件設置の許可には、その段階で決定している広告物の表示の許可の効力を併せ持たせる。 ② 許可を受けて設置した物件の表示内容が変更される場合は、改めて次の許可を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置当初から表示されていた広告物の表示内容を変える場合は変更許可(面積・表示方法[光源の有無等]が変わらない場合に限る。) ・その他の場合は広告物の表示についての新規許可(面積や表示方法が変わったり集合看板の空白部分を埋める場合など、設置段階で表示の許可を受けていない広告物を表示する場合)
7 具体的な規制対象	<p>広告表示内容についての判断基準に違いが生じるのか。</p>	<p>屋外広告物の基本要件は「そこに一定の観念、イメージ等が表示されている」ことであるが、これでは単なる絵画や建物の意匠や模様なども含まれることになるため、本県では、次の基準を加えて総合的に判断することとしている。</p> <p>① 観念・イメージの伝達を目的としているものであること。 ② 伝達イメージが社会的に定着し、多数の県民が同じ内容を理解できるものであること。 ③ 人為的なものであること。 ④ 建築物自体ではないこと。 ⑤ 宗教団体が設置する神仏像等でないこと。(信教の自由に抵触しないこと。)</p> <p>具体的には、単なる建物等のデザインや彩色・模様、修景壁画、モニュメントなどは、通常は規制対象としない。</p> <p>しかし、それらが特定企業のロゴマークであったり、企業のシンボルとして表示されていると判断される場合、営業内容と密接な関連を有している場合(例えば立体駐車場の壁面に自動車の絵や駐車場マークが描かれているような場合)などは規制対象とする。</p>
8 具体的な規制対象	<p>自動販売機の屋外広告物法・条例上の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>自動販売機は、販売機一つ一つを無人の売店として取り扱うこととしている。</p> <p>このため、販売機に表示された広告物のうち、商品名や企業名、設置者名などの広告部分は、自家用広告物に該当し、基準面積以内であれば適用除外として処理することになる。(通常の自動販売機であれば、基準面積に収まるものと考えられる。)</p> <p>なお、自動販売機に、自家用広告物に該当しない広告物が掲出された場合には、その広告物については他の通常の広告物と同様の許可手続を要する。</p> <p>この場合の申請者については、許可4-1を参照。</p>

屋外広告物事務質疑応答集

1 定義付け

	項 目	質 問	回 答
9	具体的な規制対象 建築物と一体化した広告物の取扱い	倉庫として建築確認を受けた建物の壁面に大規模な広告デザインが描かれ、巨大な広告塔に見えるものになった。このような物件をどうやって規制すべきか。 【関連】許可4-32	倉庫として建築確認を受けている以上、基本的には建築物として取扱い、建物利用広告の規制を適用する必要がある。(広告塔の規制は適用できない。)ただし、完成した物件に出入口がない等、明らかに建築確認を受けたものと異なっている場合には、実態に応じた物件の規制を適用する必要がある。
10	具体的な規制対象 巨大な観音像等	新興宗教やテーマパークなどの目印的に建築された巨大な観音像等のモニュメントや、デパートの壁面に取り付けられたカラクリ人形などは広告物として規制すべきか。	これらの物件が、事業所等の営業内容などと具体的関連性をもっていない場合、単なる工作物として規制対象にはしない。また、宗教団体が設置する神仏像等についても信教の自由との関係から規制対象にできない。しかし、それが事業所のロゴマークや取扱商品そのものであったり、事業所名を明示したシンボルとして使用している場合などには、規制対象とする必要があると思われる。 【参照】定義1-7(広告表示内容についての判断基準)

屋外広告物事務質疑応答集

2 地域指定

項 目		質 問	回 答
1	許可地域 建設中のバイパスの沿線の取扱い	建設中の主要県道バイパスの沿線に広告塔の設置許可申請があった。 バイパス完成後は規制を受ける地域であるが、どう取り扱うべきか。	未供用段階であるため、完成後を見越して不許可とすることはできない。 しかし、許可をする場合においても、バイパスの供用予定時期等を伝え、継続設置は困難であることを十分に説明しておく必要がある。(場合によっては申請を取り下げてもらうのが適当) なお、供用開始後は、新たに沿線規制が適用されることになるが、その適用開始は、条例第7条の規定により次の経過措置期間後になる。 ただし、経過措置が適用されるのは、新しい規制の適用前に適法であった物件に限られる。 ○許可を受けていた物件は許可が切れる日まで ○許可を受ける必要がなかった物件は供用開始後6か月間 ○供用開始後6か月以内に許可申請が行われた物件は、その処分の日まで
2	許可地域 道路等から展望できる接続地域の範囲	「展望できる接続地域」(条例第2条第1項第5号)には直接見えない場所も含まれるのか。	高速道路等の高架裏や家屋等の人為的障害物により見えない範囲に表示されている広告物については、展望できる接続地域に含まれないものと考えている。
3	許可地域 接続地域のうち許可できない地域の取扱い	道路沿線で許可しないこととされている地域(高速自動車道沿線の家屋連たん区域外で道路から500m未満)は、どういった性格の地域なのか。	この地域は、許可地域であり、許可しないこととしているのは、許可基準(道路等との距離)を満足しないので許可できないためである。 このため、適用除外の基準は許可地域内の基準が適用されるので、特に注意が必要である。 【参照】手引きP35
4	禁止地域 自然公園の取扱い	禁止地域に指定されている「国又は公共団体が管理する公園」(条例第3条第1項第5号)には、自然公園法に基づく国立・国定公園が含まれるのか。	ここでいう公園は、都市公園のような営造物としての公園を指しており、自然公園法による公園地域は含まれない。 条例でいう「管理」は、物権としての総合的な管理権原に基づき行う行為を意味しており、自然公園は規制適用地域であっても、国等が地域内の個々の施設等の総合的な管理権原を有しているわけではない(個々の管理者は別に存在する。)。このため、自然公園は条例でいう「管理する公園」には該当しない。

屋外広告物事務質疑応答集

3 適用除外・禁止物件

項	目	質 問	回 答
1	対象物件 適用除外対象物件の拡大	適用除外物件として規則に列挙されているもの以外のものを適用除外として処理したいが、どうすればよいか。	適用除外対象を拡大する場合は、条例第9条第2項の規定に基づき屋外広告物審議会の意見を聞いた上で、知事が個別に指定する必要がある。 これは市町への権限移譲事務には含まれていないため、該当する物件があれば都市計画課に協議していただきたい。 ただし、全面的に見直す場合ならば可能性はあるが、通常のケースでは個別に対応することは困難である場合が多いと思われる。
2	公共広告 公共団体が設置の意味	適用除外基準の「国又は地方公共団体が、公共的意図をもって表示し、又は設置するもの」(規則第3条第1項第1号ロ)に該当する設置主体の範囲はどこまでか。	適用除外が認められる設置主体は、国と地方公共団体(地方自治法に規定されるもの。地方公営企業を含む。)及びその機関並びに公共団体の後援を受けた事業を行う団体等だけであり、土地開発公社や道路公社その他の特別法に基づく特殊法人、実行委員会などの任意団体(構成員に公共団体を含んでいても)は含まれない。(以下、適用除外基準の「国又は地方公共団体」に関する記述は、上記の定義とする。) なお、この規定により適用除外となるのは、公共団体が単独で設置するものだけでなく、他の団体等と共同設置するものも含まれる取扱いとしている。 ただし、特に共同設置するものについては、設置目的の公共性について慎重な判断が必要である。 また、公共団体から、その公益性から設置や管理の費用の補助を受けている広告物などについても、設置主体に公共団体が含まれていない場合はこの規定による適用除外はできない。 以上のことから、公益性が高い広告物について、どうしても設置を認める必要がある場合には、市町が自ら、あるいは市町が後援する事業を行う団体等が設置主体に名を連ねれば対応は可能になる。 ただし、倒壊等の事故が発生した場合には連帯して賠償責任を負うリスクがある点に注意する必要がある。 なお、自治体名を明記するなど、自治体が設置主体だとわかるように工夫すること。
3	公共広告 公共的意図の取扱い	適用除外基準の「国又は地方公共団体が、公共的意図をもって表示」(規則第3条第1項第1号ロ)における公共的意図とはどんなことを指しているのか。	国又は地方公共団体がその本来の事務に基づき行う行為は、原則として公共的意図を有していると判断してよい。 ただし、禁止地域及び許可基準により屋外広告物等の表示・設置ができない地域(道路沿線のうち家屋連たん区域外の道路際)については、「公共的意図を厳格に解釈」し、単なる観光宣伝等のための広告物は公共的意図を持つとは解さないこととしている(H3.11.22付け知事通知)ので注意すること。 なお、地方公共団体の本来の事務とは、改正前の地方自治法第2条の規定を参考にして判断するものとし、本来の事務に基づく行為でない場合や当該団体の管轄区域外に表示する場合については、営利を目的とした公益性のないものや特定企業を利するものを認めないなどの、慎重な取扱いとする必要がある。
4	公共広告 交通安全標語看板等の取扱い	町内随所に見られる交通安全標語看板に対する規制はどうすればよいか。	交通安全標語看板は、通常、交通安全協会が警察署や市町と連名で共同設置しているため適用除外となる。このため、条例による直接の規制ができるのは、次のようなケースに該当する場合のみである。 ○設置主体に警察署や市町などが加わっていないもの ○禁止広告物に該当するもの(条例第4条・第5条) なお、これに該当しない場合で、著しく良好な景観・風致を損なうようなものがあれば、設置主体に対する申し入れを行うべきである。 【参照】手引きP27
5	公共広告 郵便局が掲出する看板の取扱い	郵便局が掲出する看板は屋外広告物の許可が必要か	郵便局は日本郵政グループとなり『国又は地方公共団体』(規則第3条第1項第1号ロ)ではなくなったため、掲出する看板が自己看板としての適用除外の基準を超える場合は、許可申請が必要になる。
6	公共広告 歓迎看板の取扱い	空港及びしまなみ海道沿いに「ようこそ広島へ」という歓迎看板を設置したいが、許可申請は必要か。	観光協会等任意団体が独自に設置することは、この地域は禁止地域であるためできない。 しかし、設置主体に地方公共団体が加わっており、地方公共団体が設置する地域振興という公共的意図をもった屋外広告物であれば、適用除外となり、許可申請は不要。

屋外広告物事務質疑応答集

3 適用除外・禁止物件

項 目	質 問	回 答	
7 公共広告	暴力追放の看板の取扱い	暴力追放の看板を町の他の課で設置したいとの話があったが、屋外広告物の規制はかかるか。	町が設置主体となり、地方公共団体が設置する公共的目的をもった屋外広告物であれば、適用除外となり、許可申請は必要ない。
8 公共広告	祭りに関する広告物の取扱い	市主催の祭りで1か月前から街灯柱に祭りに関する広告を掲出するが、その広告物に企業名を掲載する場合、屋外広告物の取扱いをどの様にすればよいか。	一時的な広告物として適用除外とみなすには、期間が2週間以内のものに限られる(規則第3条第1項第3号)。 また、適用除外基準の地方公共団体の設置する屋外広告物であるが、企業の名称が入った広告を公共的目的をもった広告物と判断するのは難しいと思われる。 よって、公共的目的をもったものといえない場合には、市の担当課から許可申請手続きを要することとなる。
9 自家用広告物等	自己店名等の表示割合	自己看板等は、自己の店名・営業内容等の面積の占める割合が1/5以上と定められているが、残る4/5弱の部分には、何が描かれていてもよいのか。	自己看板は自己の事業所等の、管理用看板は「管理上の必要」に基づき管理地等の、それぞれ表札の役割を果たすようなものを想定している。このため、規則も、第3条でそれぞれの広告物の性格を、別表第2で面積割合等の基準をそれぞれ定める2段構成の規定になっている。 この規定は、広告物の性格(目的等)の判断を優先させる趣旨であり、自己看板等に該当しない性格の広告物まで面積基準を満たしているからといって自己看板等として取り扱うことを認めているものではない。 このため、自己の名称や営業内容等を表示した残りの部分(面積で4/5未満)の表示内容は、自己看板等の効用を増すためのものや、関連性が強い事項などに自ずと限られることになる。 具体的には、個別の表示内容等に照らして判断する必要があるが、少なくとも、自己看板等の趣旨を逸脱するもの、例えば他の店や会社などの案内部分が表示面積の多くを占めるようなものは、自己看板等に含めることはできない。 【参照】手引きP28
10 自家用広告物等	ビルのテナントの集合広告の取扱い	ビルのテナント等の入居者名等が、ビル壁面の突き出し広告と、入口横の広告塔に表示されている場合、どのように取り扱うことになるのか。	各入居者ごとに自家用広告に該当するか否かを個別に判断する。 このため表示面積合計が適用除外基準を超えているテナントについては、許可が必要になる。
11 自家用広告物等	道路上に突き出した自己看板	自己の敷地上に設置された自家用広告物が道路上に突き出している場合、自家用広告としての取扱いを行ってよいのか。	設置場所自体が自己の敷地上であれば、自己看板と認めてよい。 ただし、道路占用については、別に許可が必要である。
12 自家用広告物等	自己の意見を掲出した看板	自己所有地に道路建設反対等の自己の意見広告を掲出した場合、自家用広告物と解釈できるか。	自家用広告物の定義である「自己の事業若しくは営業の内容について、自己の事業所、営業所又は作業場に表示し、若しくは設置する」ものか否かによる(規則第3条第1項第2号イ)。 事業とは必ずしも営利を目的とするものではないが、単なる意見、被害の程度等を表明したものは、事業の内容を表示したものとはいえず、自家用広告物とは判断し難いと思われる。 (適用除外は、社会生活を営む上で最小限必要な屋外広告物にまで一律に規制を適用することは適当ではないとの考え方から設けられている。よって、その範囲をむやみに拡大して考えることは本来の目的から外れる恐れがある。)

屋外広告物事務質疑応答集

3 適用除外・禁止物件

項 目	質 問	回 答
13 他法令により表示・設置するもの	他法令の規定により表示又は設置するものの例	他法令の規定により表示・設置するもの(条例第6条第1号)とはどんなものが該当するのか。
13	他法令により表示・設置するもの	表示についての根拠が法令に規定されているものをいう。 この場合の根拠とは、表示の義務付けが規定されているものばかりでなく、表示することができるようにされているものも該当し、また、法令には国の法令ばかりでなく地方公共団体が定める条例等も含まれる。 例えば、次のようなものが該当する。 ○文化財保護法(第72条第1項)で規定する、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置 ○道路法(第48条)で規定する、通行の禁止又は制限の場合における道路標識 ○建築基準法(第89条第1項)で規定する、一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示 ○建設業法(第40条)で規定する、建設工事の現場等への標識の掲示 ○危険物の規制に関する規則(第28条の2の5第1条第1項)で規定する、顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨の表示(セルフ) ○電気事業法(第39条)で規定する、事業用電気工作物(送電塔は非該当)を維持するために取扱者以外の者に危険である旨を表示 ほか
14 橋りょう	禁止物件に含まれる橋りょうの範囲	禁止物件である「橋りょう」(条例第3条第2項第2号)はどんなものをいうのか。 歩道橋も橋りょうに含まれるのか。
14	橋りょう	橋りょうは厳密な定義がされていないため、社会通念と規制の実効性から判断する必要がある。 広辞苑によれば、「橋りょう」は「交通路を連絡するために河川・湖沼・運河・溪谷などの上に架設する構造物、橋」であり、また「橋」は「おもに水流・溪谷、又は低地や他の交通路の上に架設して通路とするもの。」である。これから考えると、歩道橋は橋りょうの一種であると考えることが可能であり、規制上も、これを禁止物件から除くメリットは見いだせない。 このため、橋りょうにはいわゆる全ての「橋」が含まれ、歩道橋も禁止物件であると考えべきである。 なお、道路法では歩道橋は立体横断施設として附属物扱いであり、また地方交付税法で「道路橋りょう費」として計上される「橋りょう」は道路法上の道路であるものだけであるなど、限定的に解釈している法令も多いが、屋外広告物条例の規定は、郵便ポストや公衆電話などの小さな公共・公益施設と並列挙しており、道路橋に限るといった限定解釈を行う必要はないと考える。 【参照】手引きP26
15 歩道柵	禁止物件に含まれる歩道柵の範囲	道路脇に設置されているフェンスは禁止物件に該当するのか。
15	歩道柵	条例第3条第2項第5号には、道路工作物又は道路を構成する物件が列挙されており、これらと同様な役割をもつ工作物等が「その他これらに類するもの」に該当する。 このため、道路脇のフェンスについては、道路上にあるもの(道路占用に係るもの)が禁止物件に該当する(民地内の物件については、該当しない。)
16 禁止広告物	形状・色彩・意匠(条例第4条及び第5条関係)	条例第4条及び第5条に規定されている禁止広告物の具体例は何か。
16	禁止広告物	条例第4条及び第5条による規制については、屋外広告物の形状、色彩及び意匠に関する具体的な基準は規定していない。 このため、特定の形状、色彩及び意匠により屋外広告物を規制することはできないが、次のような場合禁止広告物に該当すると考えられる。 ○著しく汚染し、褪色し、または塗料等の剥離したもの ○著しく破損し、または老朽化したもの ○倒壊又は落下のおそれがあるもの ○信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの ○道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの 【参照】手引きP26

屋外広告物事務質疑応答集

4 許可

項 目	質 問	回 答
1 手続 許可申請者になるべき者	許可申請者になるべき者は、広告物と広告物を掲出する物件でどのように違うのか。具体的に広告塔などは誰が申請するべきなのか。 【関連】許可4-8, 4-33	原則は次のとおりである。 ただし、これは実態と若干乖離しているところがあるため、実態に応じて申請者の適格性を判断して差し支えない。 ① 広告物については、「広告主」(表示物に対して最終的に責任を負うべき者) ② 広告物を掲出する物件については、「設置者」(掲出物件に対して最終的に責任を負うべき者) また、屋外広告業者等で、当該広告物又は掲出物件の表示又は設置から維持補修及び撤去までの一連の業務を一貫して請け負うなどにより、当該広告物の表示又は掲出物件の設置についての一次的な責任を負う者についても、広告物を表示する者又は掲出物件を設置する者として、許可を受けるべき者としての取扱いをすることも差支えない。 よって、広告塔は掲出物件であるので、原則、申請者は②「設置者」となる。 ※なお、行政書士でない方が、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは、法律に別段の定めがある場合等を除き、行政書士法違反となるので注意が必要である。
2 手続 許可期間を年度単位に合わせる可否	年度中途に許可申請があった場合、許可庁の都合で年度単位に許可期間を限ってよいのか。	申請と異なる許可を行うことは、合理的な理由が必要である。 許可庁の都合だけで、申請と異なる許可期間を設定することは難しい。 しかし、申請者が既に許可を受けているものがあるとき、新たな申請に係る申請期間が既存の許可期間と異なる場合、今後の(更新)申請事務が煩雑になる場合など、申請者に十分な説明(長期間設置するものは、結果的に変わらないなど)を行ったうえで、申請期間自体を調整することは可能である。
3 手続 事後申請の許可の取扱い	無許可の広告物を発見したので繰り返し指導した結果、許可申請してきた。設置後相当期間経過しているが、許可期間はどのようにとればよいのか。	許可する日付を遡って処理する必要はない。 当該広告物の設置日から申請をするまでの間は、違反状態であり、指導の結果、それが解消されたという事実は変えようがない。
4 手続 許可条件にはどのようなものを付けることができるのか。	条例第2条第4項では許可に際して「良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、必要な条件を付することができる。」とされているが、具体的にはどのような条件を付けることができるのか。 【関連】許可4-36	●条例の規定は、良好な景観を形成し、風致の維持の観点からの条件だけに限られるという意味であり、具体的には次のようなものが考えられる。 ○広告物の裏面及び側面又は広告物を掲出する物件は、ペイント塗装その他の方法により良好な景観を保持すること。 ○汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に良好な景観を保持すること。 ●また、この他にも、手続面で必要な条件と、規制のもう一つの目的である公衆に対する危害防止のための次のような条件を付けることができると考える。 ○破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。 ○許可の内容に変更を加え又はその広告物及びこれを掲出する物件を新造若しくは改造又は移転しようとするときは、変更の許可を受けること。 ○管理者を変更したときは5日以内に届け出ること。 ○市町長が特に必要と認めて報告又は資料の提出を命じた場合、これに応じなければならない。 ○市町長が特に必要と認めた場合、市町長が任命した調査員による調査に応じなければならない。 ○許可期間が満了した時は、5日以内に除却し、除却届を提出すること。 ○許可を取り消された時は、5日以内に除却し、除却届を提出すること。 ○許可証票を表示すること。 ○許可期間満了後も引き続き広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を希望する場合は、許可期間満了日の〇〇日前までに許可申請書を提出すること。

屋外広告物事務質疑応答集

4 許可

項目	質問	回答
5 広告物の種類	広告塔と平看板の区別	<p>広告塔と平看板の違いは何か</p> <p>平看板と広告塔は、高さ・面積の許可基準が異なっているため区別が必要である。</p> <p>それぞれの定義によれば、平看板は「広告表示面が板状で、一面又は二面(板の両面)に表示するもの」、広告塔は「表示面を含む構造物が角柱及び筒型等の立体的に広告を表示するもの」とされている。</p> <p>この意味は、広告表示部分の形状・構造を基本にして判断するということであり、「1枚の板」の片面又は両面を使って広告物を表示しているものを平看板とし、それ以外の「厚みのある直方体」などの「構造物」に表示しているものや、直方体の側面部分がないもの(平行な2枚の板を使用して2面に表示したものは広告塔として取り扱うこととする。</p> <p>【参照】手引きP32～</p>
6 広告物の種類	公益法人が設置する避難標識と広告板	<p>スポンサーを募って、最寄りの避難場所を示す標識を設置し、標識の下にスポンサーの名前を表示する業務を行っている公益法人が、町内各所に標識を設置したい旨要望してきた。この避難標識とスポンサー名表示板はどのように扱えばよいか。</p> <p>標識の内容に公共性はあるが設置主体が公益法人であるため、避難標識自体の設置にも許可が必要であり、禁止地域には設置できない。(種別は建物の平看板として、スポンサー名表示部分と一体で整理するのが適当である。)</p> <p>なお、スポンサー名表示部分は、面積が0.5㎡以下かつ標識面積の1/5以下であれば、規則第3条第1項第4号ホの適用除外で処理することができる。(「停留所標識、道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする物件に表示するもの」)</p>
7 広告物の種類	可動型看板の取扱い	<p>よく店舗やガソリンスタンドの外に置かれている、可動式の看板の種類は何か。</p> <p>立看板の一種として取り扱うこととする。</p>
8 広告物の種類	集合看板の取扱い	<p>1枚の看板に複数のはり紙等の広告物を表示する広告板(集合看板)は、どのように許可をすればよいか。</p> <p>【関連】4-1、4-33</p> <p>広告板(集合看板)は広告物を掲出する物件であり、それを設置する時点で、決まっている広告物の表示と合わせて許可を行う。ただし、許可手数料は広告物個々について算定する。このため、設置段階で白地の部分は設置時点では手数料を徴収せず、当該部分に表示する広告物が決定した時点で、広告物の表示についての申請と許可を行い、対応する手数料を徴することとする。</p> <p>また、一旦表示していた広告物の表示内容を変更する場合は、変更許可を行う必要があるが、この場合は手数料は必要ない。(広告主[申請者]が変わる場合は新規許可になることに注意。)</p>
9 許可基準	広告物の高さ制限	<p>広告塔に照明灯や避雷針等の附属物を取り付けられ、それらが広告物自体の高さよりも高い場合、どこを許可基準上の高さ限度と考えればよいか。</p> <p>基本的には照明や避雷針などの広告物以外の附属物を除いた高さで考える。</p> <p>ただし、それらが明らかに広告物と一体となっており、広告物の一部であると考えられるものについては、含める必要がある。</p>
10 許可基準	壁面広告の面積	<p>建物の壁面に描かれている広告物の面積には許可基準があるのか。</p> <p>壁面広告については許可基準はない。ただし、従来からの運用に基づき、一壁面につき30㎡以下とするよう依頼している。(複数の広告がある場合は、その合計が30㎡以下。)</p> <p>また、一壁面の捉え方は、段差があっても一体性がある場合はその面全ての壁面で一壁面とするが、明らかにそれぞれの壁面が独立していて一体性のない場合は、それぞれの壁面を一壁面として、表示面積を考える。</p> <p>【参照】手引きP40</p>

屋外広告物事務質疑応答集

4 許可

項 目	質 問	回 答
11 許可基準	家屋連たん区域の範囲 家屋連たん区域とは、「連たんする戸数が10戸以上の区域をいう」(規則別表第1-I)とされているが、具体的にはどう判断すればよいのか。	<p>規則の中で「連たん」について明確な定義がなされていないが、言葉どおり10戸以上の家屋が密に連なる区域でなければならぬこととすれば、道路沿線等の規制が厳しくなり過ぎ、また家屋の新築・解体などの状況変化に左右されて規制の安定性に欠けるなどの弊害が予想される。</p> <p>このため、従来から運用上のガイドラインを「概ね300mの区間内に家屋が10戸程度連なっていること」とする緩和を行ってきたところであり、通常の場合はこれを基本に、各地域の実情を踏まえた運用を行っていただきたい。</p> <p>なお、「300mの区間」は、通常は直線的に判定するが、地域の状況を総合的に判断して、地域の状況から特に必要がある場合にはある程度の幅をもたせて判定してもよいこととする。</p> <p>●「家屋」の定義・・・住家(附属建築物等を含む)、工場、書庫、店舗などおおむね全ての建築物を対象とする。 附属建築物は1戸とカウント可</p> <p>【参照】手引きP32</p>
12 許可基準	広告塔の高さの測り方 許可基準にある建植の広告塔の高さとは、どこからの高さをいうのか。 道路面と設置場所の高低差は考慮してよいのか。	<p>あくまでも広告塔が設置される場所の地面からの高さであり、道路面との高低差を考慮する必要はない。</p> <p>なお、盛土等により設置場所が周辺に比べて高くなっている場合、その盛土等が当該広告塔設置のためだけに行われているときは、盛土部分の高さを広告塔の基礎部分として高さに算入する必要がある。</p>
13 許可基準	緩和規定の取扱い 許可基準の緩和規定はどうやって適用すればよいのか。	<p>現在の許可基準には次の緩和規定がある。</p> <p>●「特に知事が認める場合」に緩和できるもの</p> <p>① 屋上広告物の最高高さ(46m → 51m) ② 建物利用突出し広告で道路上に突出す場合の、広告物下端の歩道からの高さ(3.5m → 2.5m)と道路上への突出し長さ(1m → 1.5m) ③ 電柱添加広告の広告物下端の歩道からの高さ(3.5m→2.5m)</p> <p>●「地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合」に緩和できるもの</p> <p>④ 新幹線・高速道路の沿線で、建植平看板・広告塔を設置できない距離(500m→短縮)と広告物相互間の距離(300m → 短縮) ⑤ その他の鉄道・道路の沿線で、建植平看板・広告塔を設置できない距離(50m又は100m → 短縮)と広告物相互間の距離(50m又は100m → 短縮)</p> <p>これらの緩和規定は、いずれも許可の基準の一つとして定められているため、各許可庁が責任をもって判断して適用することができる。</p> <p>なお、適用するための要件としては、次のようなことが考えられる。</p> <p>① 緩和の必要性が明確であるか ② 緩和が近傍の広告物に悪影響を及ぼすおそれはないか ③ 緩和により他法令に抵触するような懸念はないか(高さ制限、斜線制限その他) ④ 緩和限度がないものは、過度の緩和にならないか(段階別基準になっているため、最大1段階下げの程度までとすること。)</p> <p>また、あくまでも特例であることを踏まえた処理とするため、次のような対応が考えられる。</p> <p>① 申請者には必要性等を明記した申立書や構造計算書等を必要に応じて提出を求めること。 ② 許可の事務処理に当たっても、決裁区分を引き上げる等の特例措置で臨むこと。 (注意: 条例第2条第5項に該当するものはここでいう緩和には含まれていないので注意すること。)</p>

屋外広告物事務質疑応答集

4 許可

項 目	質 問	回 答	
14 許可基準	電柱への添加と巻き付けの併置	1本の電柱に添加と巻き付けの2種類の広告物を設置することができるか。 電柱広告板の許可基準は、添加、巻き付けそれぞれ「1個まで」(規則別表第1三口)であるため、1個ずつであれば併置できるが、2個以上は許可できない。 なお、適用除外物件は、個数にはカウントされるが、許可が必要ないため許可基準が適用されず、個数に上限はない。 ただし、既に適用除外物件が1個以上設置されている電柱に同種広告物の設置許可申請があった場合には、許可基準の1個の枠を適用除外物件が使っていることになるため、許可ができない。 【参照】手引きP42	
15 許可基準	交差点の見通しを妨げる広告板の許可	市道交差点付近の更地に看板設置の申請があった。この看板は信号機や道路標識を覆い隠すことなく許可基準も満たしているが、設置すれば側道通行車が見えなくなり、事故が発生することが懸念される。この看板を「公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物」(条例第5条第1項)として、許可しない取扱いにはできないか。 【関連】定義1-1	許可を拒むことはできないと考えられる。 公衆に対する危害防止には、直接的な危害だけでなく、屋外広告物の設置により見通し不良や信号機や道路標識の妨害等によって生ずる間接的な危害も含まれるが、間接的危害については、無制限な拡張解釈を避けるため限定的に運用していく必要があることとされている。 条例で危険広告物について規定している第5条は、上記の趣旨を踏まえて第1項で直接的危害を、第2項で間接的危害について触れているが、第2項では間接的危害を「信号機と道路標識の効用を妨げること」だけに限定して規定している。このため、他の間接的危害については現状では対象とすることはできない。(このケースについては、当該場所に敷地いっばいに家屋が建築された場合と比べれば逆に見通しが利く程度でしかない。) なお、指導レベルでは、申請者に対して、形状・向き・高さ等に可能な範囲で配慮を求めることは可能である。
16 許可基準	許可基準がないものの許可の適否	規則に許可基準が定められていない広告物は、どういう基準で許可すればよいのか。	条例第2条第5項には「物件が規則で定める基準に適合しない場合には、第1項の規定による許可をしないことができる。」とされている。 このため、基準がないものについては、申請があれば、禁止広告物に該当しないなど形式的な要件を満たしておれば、許可しなければならないことになる。 ただし、強制力を伴わない指導の中では、相手方に必要な措置を要請することはできる。
17 許可基準	バス、タクシー広告の取扱い	バス車両への全面広告は可能か。 タクシー車両への広告物の掲載の取扱いは。	バス車両については、条例及び規則に乗合自動車に関する適用除外基準及び許可基準があるためそれに従うこととなる。 また、タクシー車両については、適用除外の基準はあるが、許可基準については基準はないため、禁止広告物でない限り、許可することができることとなる。
18 許可基準	マンションの名称及びロゴマークの取扱い	マンションの屋上の機械室壁面にマンション名及びロゴマークを入れる場合屋外広告物としての取扱いは如何にすべきか。	屋外広告物の4要件を満たしていれば、屋外広告物としての取扱いとなる。この時、まず自己看板として取扱い、適用除外の基準を超えた場合は、機械室の壁面であるため、壁面広告として許可手続きを進めることとする。
19 許可期間	許可期間1年の根拠	許可期間は1年以内となっているが、市町で運用規定を定めて、1年以上にすることはできないか。	許可期間を1年以内としているのは、法で規制する目的に公衆に対する危害の防止があり、許可後の設置物の老朽化を許可権者は判断する責務があり、許可期間を短くして、設置物の状況を判断することとして、1年以内としている。運用規定でそれを延ばすことは条例違反となる。
20 許可基準	構造上の安全基準	許可申請に仕様書や図面の添付をさせるが、許可を出す上で構造上の安全基準はあるのか。	構造上の安全基準はないが、落下事故等の発生時に構造上問題ないことを確認して許可を出したことを説明できるよう、建築担当課に照会するなどして確認してもらいたい。

屋外広告物事務質疑応答集

4 許可

項 目		質 問	回 答
21	手数料 手数料の性格	屋外広告物の手数料は不許可の場合も徴収できるのか。	屋外広告物許可手数料は、申請に対する審査事務についての経費という趣旨のものであるため、不許可の場合にも徴収できる。 ただし、無用なトラブルを避ける観点から、事前審査を充実させて許可できないものは申請しないように相手方に十分な説明を行うのが妥当ではある。
22	手数料 手数料が定められていないもの 手数料の額	屋外広告物には該当するが、手数料の額が定められていないものの許可申請があった。この申請手数料は、条例別表第2の「その他」に該当するものとして、「前各号に準じて知事(市町の場合は市町長)が定める額」を適用してよいか。また、額の算定はどうすればよいか。	手数料の額が定められていないものについては、手数料を徴収することはできない。条例別表2の「その他」の項は、技術革新等により新たな種類の広告物が出現した場合等に、条例化するまでの間、暫定的に手数料額を定めるための規定であるが、手数料に関する事項を条例で定める原則の例外的なものである。 このため、この適用に当たっては、原則を考慮すれば、最低限、あらかじめ額を定めて告示しておく必要があると考えられ、質問にあるような、個別申請の都度、額を決定するような方法をとることは行うべきではないと考えられる。
23	手数料 「光源を使用したもの」 の手数料が定められていない場合	照明付きの幕広告の許可申請があった。 幕広告の手数料は、「光源を使用しないもの」のものしか定められていないが、どうすればよいか。	幕広告については、光源の有無にかかわらず「光源を使用しないもの」の手数料を適用する。 なお、「光源を使用するもの」の手数料が定められていないものは、幕広告に限らず同様の取扱いとする。
24	手数料 手数料の減免	屋外広告物の手数料は減免できるのか。	各市町の手数料条例に規定することで、可能である。
25	手数料 光源を利用した広告物とは	広告物そのものには光源はないが、外からその広告物を照らしている場合は、光源使用の広告物に当たるか。	許可の対象は広告物であり、その照明が広告物を照らす目的で設置されたもの場合は、外照型・内照型問わず光源使用の広告物とする。
26	手数料 手数料の徴収根拠	許可手数料を市町で徴収しているが、移譲事務の根拠である特例条例には、手数料に係る事務の委任はない。この場合、手数料を徴収する根拠は何になるのか。	地方自治法第227条により徴収することができることとなっている。
27	手数料 手数料の徴収方法	手数料の区分を更新と新規で変えることは可能か。 【関連】7-3	手数料については、あくまで市町の手数料条例により定められた手数料で徴収することとなるので、市町で検討した結果、新規と更新で分ける必要があると判断するのであれば、区別は可能である。 ただし、県内の屋外広告物許可申請手数料が異なることになるので、対外的に説明できることが必要である。
28	面積計算 文字毎の面積計算の適用範囲	規則の別表第1の備考に規定されている「文字又は記号の面積を算定するとき」とは、どんなときが該当するのか。	壁面に直接描かれた文字などのような、広告部分と周辺部分との境界が不明確な場合に適用する。 広告部分が明確な場合には、当該部分の全体面積で算定する。 【参照】手引きP50
29	面積計算 コンビニの帯看板等の取扱い	コンビニで店舗外周に取り付けられている帯装飾はどのように扱えばよいか。 なお、当該装飾は、文字はないが店のシンボルカラーに光るネオン板であり、建物本体に取り付けられたものである。	次の観点から、壁面広告物として取り扱う。 ・文字はなくても、店のシンボルカラーが公衆に一定の観念(コンビニ店であること)を明確に伝達している。 ・建物本体ではなく、あとから取り付けられた人為的なものである。

屋外広告物事務質疑応答集

4 許可

項 目	質 問	回 答	
30 他法令との関係	景観条例や都市計画法(地区計画)などとの関係	<p>屋外広告物は、景観条例や都市計画法(地区計画)でも規制されているが、これらとの違いは何か</p>	<p>これらの制度は、いずれも屋外広告物の設置等を制限するものであるが、対象が屋外広告物だけではないこと、また目的や手法が異なっていることから、屋外広告物法に基づく規制と両立するものとなっている。</p> <p>なお、両制度の概要は次のとおりである。</p> <p>① 景観条例は、景観の保全と創造を目的として届出・勧告制度を設けた誘導施策である。屋外広告物に関する規定では次がポイントであり、景観形成基準の中で色彩・修景などについても触れられている点に特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観指定地域内では「広告物の表示、広告物を掲出する物件の設置、及びこれらの改造・移転」について届出と景観形成基準の遵守が必要であること。 ・大規模行為届出対象地域内では、「大規模工作物(高さ13mを超える広告塔だけが該当)の新增改築・移転・撤去」に届出と大規模行為景観形成基準の遵守が必要であること。 <p>② 都市計画法第12条の5に基づく地区計画制度は、一体としてそれぞれの区域に相応しい態様を備えた良好な街区を整備し、及び保全するための計画を策定するものである。計画中の「建築物等の形態・意匠の制限」により各地区に応じた様々な屋外広告物規制がなされる場合があり、県内では28地区(H11.4.1現在、うち県条例適用地域は7地区)で広告物規制が行われている。</p>
31 他法令との関係	他法令に抵触するもの許可について	<p>屋外広告物関係以外の他の法令(建築基準法、都市計画法、道路法ほか)に違反しそうな物件の申請があった場合、どのように取り扱うべきか。</p>	<p>屋外広告物規制は、①良好な景観の形成もしくは風致の維持又は②公衆に対する危害の防止を目的にしており、屋外広告物の許可はこの2つの観点のみから許可の判断が行われるべきものである。</p> <p>ただし、他法令において違反のおそれがある事案については、所管課へ情報提供し許可の状況を確認するなど、関係課と連携して適切に対応をするべきである。</p>
32 他法令との関係	建築基準法との関係	<p>高さ15メートルの壁面広告物の工作物の取扱いは如何にすべきか。</p> <p>【関連】定義1-9</p>	<p>ここで問題となるのは、壁面広告と判断するか、広告塔と判断するかである。</p> <p>もし、入口等があり倉庫としての効用があると判断できれば、壁面広告の取扱いとなる。</p> <p>逆に、単に箱ものとして設置されるのであれば、広告塔としての取扱いとなる。また、建築基準法第2条に土地に定着する工作物で屋根及び柱若しくは壁を有するものは建築物として取り扱われるため、いずれの場合も建築確認の指導を要することとなる。</p>
33 その他	広告物がなくなった広告塔の取扱い	<p>表示している広告物が撤去された結果、広告物がなくなった広告塔があるが、この広告塔はどう扱えばよいのか。</p> <p>【関連】許可4-1、4-8</p>	<p>当該物件は広告塔であるため「主として屋外広告物を掲出することが目的」である「広告物を掲出する物件」に該当し、広告物が全くない場合も屋外広告物法・条例の設置規制を受ける。</p> <p>このため、継続設置する場合には許可手続が必要である。</p> <p>なお、手数料は設置許可の段階で表示部分の面積に応じた額を徴収し、当該物件に広告物が掲出されたときは、手数料をとらずに表示内容の変更許可で対応することとする。</p>
34 その他	適用除外基準面積を超えた自家用広告の許可方法と手数料	<p>自家用広告で合計面積が適用除外基準を超えている場合、許可が必要であるとのことだが、こういった形で許可をすればよいのか。</p>	<p>合計面積が適用除外基準を超えている場合、全ての広告物について許可が必要である。この場合の許可は、広告物個々についてそれぞれ行う必要がある。すなわち、広告塔と屋上広告物と突き出し広告がある場合、それぞれが該当する許可基準を満たしている必要があり、また許可手数料についても個々に算出した額の合計額を徴する必要がある。</p>

屋外広告物事務質疑応答集

4 許可

	項 目	質 問	回 答
35	その他 JR等が広告列車を走らせる場合の許可について	JRから、広告を車体に入れた列車を走らせたい旨の申し出があった。どのようにすればよいか。	次により処理することになる。 ○ JRの車体に表示する広告物については、県条例に許可基準を設定していないため、面積の規制はない。 ○ 規制の対象ではあるが、許可基準がないため、許可の申請が出されたら禁止広告物でない限り許可をすることになる。 ・イメージキャラクターは広告物であるが、車両の彩色や風景画などは単なるデザイン(広告物でない)として処理してよい。 ・列車名にイメージキャラクターの名前を使っているようなときに、列車のヘッドマークにキャラクターを描くのは慣例上認めている。 ○ 申請先は、広島市、呉市、尾道市、福山市、廿日市市を除いた沿線の市町のうち、どこか一つ(イベント会場や車両基地がある市町など) ○ 手数料は通常の額を徴収する。(「電車、乗合自動車その他公共の利用に供せられる乗物に表示する広告板」により計算) ○ 許可をした市町は他の沿線市町に情報提供をしておく必要がある。
36	その他 許可を受けた申請者の義務	許可を受けた者が守るべき事項にはどのようなものがあるか。 【関連】許可4-4	広告物又は広告物を掲出する物件の表示・設置に関する責任は許可を受けた者にあるため、物件の適正な管理に努めさせる必要がある。 また、具体的な遵守事項としては、許可条件の項で例示したものがあげられる。 ※条例において、広告物等を常に良好な状態に保持するため、広告物を表示する者等に対し管理義務(第15条)、管理者の設置義務(第15条の2)が定められ、また、広告物の所有者・占有者等に対し管理者による点検を行わせる義務(第15条の3)が定められた(R1.10.1施行)。
37	その他 他県で許可を受けたポスターの取扱い	別の県でポスター掲出の許可を受けているが、そのポスターを広島県で掲出する場合どうすればよいか。	広島県において、許可申請が必要である。 他県で許可を受けた広告物について、適用除外としているのは、車両広告物のみである。(規則第3条第1項第4号へ) 【参照】手引きP27
38	その他 許可権者の責務について	許可基準を満たしているため許可した広告物が転落等をした場合、許可権者に対して過失が発生するのか。	条例による屋外広告物規制は、良好な景観の形成、風致の維持といった観点からだけではなく、公衆に対する危害防止といった観点から行っており、許可権者に対して過失が発生する可能性はあると考える。

屋外広告物事務質疑応答集

5 違反对策

項 目		質 問	回 答
1	指導等 日常活動	屋外広告物担当者が平素から日常的に実施しておくべきことがらにはどんなものがあるか。	<p>屋外広告物事務の執行体制や管内地域の指定状況等によって様々なやり方が考えられるが、通常の許可に係る事務以外には次のようなものがある。</p> <p>●平素からの日常的な事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 管内の規制状況の把握(禁止地域、許可地域等の図面化等) <ol style="list-style-type: none"> 主要道路・鉄道、史跡・名勝・国宝・重文等、規制に関係する地域・施設の整理 家屋連たん区域、道路等から展望できる接続地域等の整理 主要道路等の改良・建設予定 許可実績の整備・図面化 違反広告物の巡視活動 簡易除却 <ol style="list-style-type: none"> 簡易除却を行う者の任命(法第7条第4項), 身分証明書(規則様式第23号)の発行 簡易除却の実施 簡易除却できない違反広告物の適正化活動 <ol style="list-style-type: none"> 屋外広告物調査員の任命(条例第12条第2項), 身分証明書(規則様式第21号)の発行 違反広告物の物件等の調査 広告主, 管理者等に対する是正指導 機会をとらえての規制内容の一般への周知など <p>●県都市計画課に報告する事項等</p> <ol style="list-style-type: none"> 毎年度の許可実績・手数料収入実績の定期照会への回答
2	指導等 指導等の相手方	違反広告物の是正指導の相手方は誰になるのか。	<p>広告物の場合は広告主, 広告物を掲出する物件の場合はその物件を設置した者が原則である。このため、次の者に行うことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に許可を受けたが更新されず結果的に違反状態になったものは、過去の許可申請の申請者及び管理者 申請実績がないものは、上記の原則に基づき、設置者と広告主の両方 <p>なお、現行規定では違反広告物の設置を認めている土地や建物の所有者の責任を追及することはできないが、情報提供として違反状態にあることを伝えるのは許されるものと考え。</p> <p>【参照】手引きP54, 62</p>
3	簡易除却 簡易除却の方法	簡易除却はどのようにすればよいのか。守るべき基準, 手順等はあるのか。	<p>簡易除却は、強制処分の中で規制庁が行える最も簡便かつ強力なものである。簡易除却の根拠は屋外広告物法第7条第4項であるが、規則第30条で除却実行者の身分証明書を規定している。(条例には関係規定がない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 簡易除却できるもの <p>はり紙, はり札等, 広告旗又は立看板等の簡易な広告物等に限られる。</p> 簡易除却を行うための要件 <p>条例に違反していることが明らかである場合(適用除外に該当しないにもかかわらず、禁止された場所や許可を受けずに許可が必要な場所に表示されているものなど)</p> <ol style="list-style-type: none"> 即時除却できるもの⇒はり紙のみ 管理されずに放置されていることが明らかな場合に除却できるもの⇒はり札等, 広告旗及び立看板等 除却を行う者の要件 <p>市町長とそれに命じられた者。なお、命じられた者は規則で定める様式の身分証明書を携帯する必要がある。</p> <p>【参照】手引きP54</p>

屋外広告物事務質疑応答集

5 違反对策

項 目		質 問	回 答
4	簡易除却 簡易除却を行うことができる者	簡易除却を実行できるのは誰か。	<p>屋外広告物法第7条第4項の規定では、知事が「自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる」とされている。ここで、「命じた者」とは、屋外広告物事務の執行一般について知事の指揮監督を受ける者(通常は内部職員)であり、この場合知事は担当職員に対して簡易除却業務を行うことを特に命ずる必要があるが、個々の物件毎に命じる必要はないこととされている。</p> <p>一方、「委任した者」とは、屋外広告物事務の執行一般について知事の指揮監督を受ける者以外の者で、知事から当該業務を行うことについて委任を受けた者である。なお、ここで規定している実行者とは除却行為の実施責任者であり、作業などの事実行為は責任者から第三者に委託することもできる。</p> <p>また、屋外広告物の事務処理を行う市町の場合は、権限移譲に伴い、知事を市町長に読み替えた規定が適用される。</p> <p>※「命じた者」の任命については、上記のように「特に命ずる」手続が必要である。これは、通常身分証明書を発行する段階で併せて行うこととしている。</p>
5	代執行等 代執行の要件	代執行を行うための要件はどんなものがあるか。	<p>事前に是正措置命令を行っていることが前提であるが、次の2つの要件(行政代執行法第2条)を満たす場合行うことができる。</p> <p>① 他の手段によって履行を確保することが困難 ② 不履行を放置することが著しく公益に反する</p> <p>屋外広告物に関するものでは、許可地域内ではあるが許可基準では許可できない場所に無断で掲出された広告物について、管理者に再三撤去を命じても応じない場合、これを放置すれば他に類を及ぼすことになるので代執行が可能という行政実例がある。</p> <p>【参照】手引きP56</p>
6	代執行等 代執行の手続	代執行を行う場合の流れを示してほしい。	<p>次のような流れで、事務を進めていくことになる(行政代執行法第3条～第6条)。ただし、是正措置命令を行っていることが前提である。</p> <p>① 戒告:相当の履行期限を定めてその期限までに履行がなされない場合は代執行する旨を書面で事前通知 ② 代執行令書:戒告を受けた義務者が期限までに義務履行しない場合に、次を通知 (ア)代執行をなすべき時期 (イ)代執行のために派遣する執行責任者の氏名 (ウ)代執行に要する費用の概算見積額 ③ 代執行:行政庁自ら(所属職員に命ずる場合を含む)行うか、又は第三者(建設業者等に委託)に行わせる。 執行責任者は本人であることの証明書を携帯して、要求があればそれを提示する。 ④ 物件の引き渡し ⑤ 費用の納付命令:実際に要した費用の額と納付期日を定めて、義務者に納付を命ずる。 ⑥ 強制徴収:納付日までに義務者が費用を納付しないときは、国税滞納処分の例により強制徴収</p> <p>なお、非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があつて①②の手続をとる暇がない場合には、①②の手続を経ないで、代執行をすることができる(行政代執行法第3条第3項)。</p> <p>【参照】手引きP56</p>

屋外広告物事務質疑応答集

5 違反对策

項 目	質 問	回 答
7 代執行等	略式代執行 略式代執行(法第7条第2項, 条例第19条)はどうやって行えばよいのか。	<p>略式代執行は, 広告設置者の特定等が困難な屋外広告物の特徴を踏まえて, 相手方を確知できない場合にできる強制処分であるが, 実施する場合は次に留意する必要がある。</p> <p>① 相手方の確知については規制庁が「過失がなくて確知することができない」場合に限られる。なお, 確知できないとは氏名はわかっているが所在不明である場合も含まれている。</p> <p>② 行政代執行における「戒告→代執行令書による通知→代執行」の部分で「5日以上の相当の期間を定め, これを除去すべき旨及びその期限までに除却しないときは除却する旨」県報で公告することで代える手続である。</p> <p>③ 相手方が確知できないのであるから, 当然に費用求償もできない。</p> <p>④ 略式代執行の責任者は, 略式代執行の執行を市町長から命ぜられている者である必要がある。</p> <p>また, 規則で定める身分証明書は使えないので, その都度証明書を発行して携帯させる必要がある。</p> <p>【参照】手引きP57</p>

屋外広告物事務質疑応答集

6 屋外広告業

項 目	質 問	回 答
1 広告業の登録	屋外広告業の登録の問い合わせがあった場合の取扱い	屋外広告業の登録の受付は、県庁土木建築局都市計画課のみで行っている。 業者から問い合わせがあった場合は、当課に問い合わせる等の案内をしてほしい。
2 広告業の登録	屋外広告業の登録が必要な場合	法第2条第2項に、『「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう』と定めてあり、広島県内で屋外広告業を営もうとする者は全て登録が必要である。 このため、シルバー人材センターなど、屋外広告物の設置等が主目的ではない組織についても、第三者から依頼を受けて費用等を受け取って屋外広告物の設置等を行う場合、屋外広告業の登録が必要となる。 【参照】手引きP64
3 広告業の登録	許可申請書の工事施行者が未登録業者であった場合の取扱い	許可申請書に記載してある工事施行者が屋外広告業の未登録業者であった。どのように指導すればよいか。 許可申請書の工事施行者欄に未登録業者が記載されている場合、登録が完了するまでの間は受付けないのが原則である。 この確認は、通常は登録台帳(登録業者一覧表)によって行うが、広島県ホームページに掲載後に登録した業者については登録済証の写で確認することとする。 (県ホームページの登録業者一覧表は毎月更新の予定。) 登録制度導入前に設置等された広告物で、施工者が現時点で登録手続きを行っていない場合は、当該広告物の設置等に限り違反にはならない。 なお、自己の店舗等に自ら広告を設置する場合は、登録の必要はない。(屋外広告『業』にあたらなため。) ただし、その場合でも許可が必要な広告物である場合は許可申請を行わなければならないし、当該広告物の構造が複雑であるなど、専門知識が必要なものである場合は安全に設置できるような指導を行う必要がある。
4 広告業の登録	屋外広告業の登録要件	屋外広告業の登録を行うための要件は何か。 屋外広告業の登録は、次の両方を満たすものに義務付けられている。 ① 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として営む者 ② 広島県内(広島市、呉市及び福山市を除く。)で屋外広告業を営む者 なお、営業所の所在地が県外にあっても①、②の要件を満たす場合は登録が必要である。 また、元請け・下請けなどの請負形態は問わないが、広告物の印刷や製作だけを行う者は登録の必要は無い。 登録事項は、次のとおりである。 ① 申請者の住所・氏名(法人にあつては、名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名) ② 県の区域内において営業を行う営業所の名称・所在地 ③ 法人にあつては、その役員の氏名 ④ 未成年にあつては、その法定代理人の住所・氏名 ⑤ 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属営業所名 なお、条例第25条第1項において、登録の拒否事由が定められている。 【参照】手引きP64
5 広告業の登録	広告業登録制度の目的	なぜ屋外広告業登録制度を導入したか。 従前の届出制では、条例違反等を繰り返す不良業者に対して行政が営業上の処分を行うことは出来なかった。 しかし、登録制度を導入することにより、これらの業者に対して営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことが出来るようになることなどにより不良業者を排除することが出来る。 その一方で、良質な業者の育成を図るものとともに、屋外広告業者の実態をよりの確に把握し、その指導・育成を図ることが出来るようになるためこの制度を導入した。

屋外広告物事務質疑応答集

6 屋外広告業

項 目		質 問	回 答
6	広告業の登録 広島市、呉市、福山市に登録している業者について	広島市、呉市、福山市に登録している業者に対し、広島県の屋外広告物の許可を出せるのか。	広島県登録がない場合、許可できない。 広島市、呉市及び福山市への屋外広告業の登録は、その地域のみで効果がある。 よって、広島市、呉市及び福山市以外の地域で屋外広告業を営む業者は広島県に登録しなければならない。
7	指導 広告業者の指導	屋外広告業者に対して行う指導でどんなことができるのか。	指導できる範囲は、あくまで法及び条例の目的に沿った、「良好な景観の形成・風致の維持又は公衆に対する危害を防止するため」のものに限られる。 具体的には、屋外広告業者の組織する地域的団体との連絡会議の開催、屋外広告物の意匠・色彩等に関するコンクールの開催、屋外広告物の表示方法等に関する審議会の答申等に基づく指導及び助言、屋外広告物行政に関する普及啓蒙等が考えられる。 なお、常習的な違反広告物設置業者に対しても、是正等についての指導はできる。
8	指導 広告業者を指導する者	屋外広告業者を指導できるのは誰か。	屋外広告業者の指導は、条例第34条に規定されており、この権限は、市町には権限移譲している。 従って、この規定に基づく行政指導は、知事又は市町長が行うことになる。 なお、特段の根拠法令を必要としない、一般的な協力依頼や周知依頼等は、この限りではない。

屋外広告物事務質疑応答集

7 市町の事務

項 目		質 問	回 答
1	県と市町の分担	直轄国道の占用を伴う広告物の許可は市町でできるのか。	特例条例で権限を移譲しているため市町において許可できる。
2	市町の事務の根拠	市町が屋外広告物の事務を行うことができる根拠は何か。	屋外広告物に関する事務は、本来、都道府県、政令指定都市及び中核市の事務であるが、この事務はまちづくりの一環であり、地域に密着した執行がなされる必要があるとの観点から、本県では事務を市町に権限移譲している。 これは、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき定められた、「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」を根拠としている。
3	市町の手数料	市町が個々に屋外広告物手数料を定めなければならないのはなぜか。 【関連】許可4-27	地方自治法改正(H12.4.1施行)により、それまでの地方公共団体手数料令が廃止され、地方公共団体が徴収する手数料等はすべて条例で定めなければならないこととされた。これに伴い、屋外広告物手数料についても、市町が行う事務に係るものは各市町の条例で額を定めなければならないなくなったものである。 なお、地方自治法では、政令で定める「全国的に統一して定めることが特に必要な事務」を除いて、その額は自由に設定できることになっているため、屋外広告物に係る手数料についても各市町で独自に定めることができる。 しかしながら、県内各市町が同一の条例で事務処理を行っており、他の市町と異なる額を設定する場合は、対外的に説明できることが必要である。
4	市町の手数料	市町が手数料を徴収する場合、どのような納付方法が適切か。	各市町それぞれの条例(及び条例に基づく規則)で定める納付方法でよい。 これは、手数料が地方自治法第228条に基づいてそれぞれの団体が条例で定めることとされているためである。

屋外広告物事務質疑応答集

8 安全対策

項	目	質 問	回 答
1	安全点検報告の対象広告物	安全点検報告の対象広告物を「高さが四メートルを超えるもの又は表示面積が十平方メートルを超えるもの」(規則第8条)とした理由は何か。	安全点検報告制度を導入した趣旨から、安全点検報告の対象広告物については、特に危険度が高いものに絞っており、規則第8条に定めているところである。 なお、高さ4m超としているのは、高さ4m超の広告塔等が建築基準法上の「工作物」に該当し建築確認を要することとなっており(建築基準法施行令第138条)、かかる広告物を対象とするためである。また、面積10㎡超としているのは、10㎡以下では適用除外で許可申請の対象外(規則第3条・別表第二)となるためである。 ※建築基準法上、「高さ4m超」の屋外広告物は、構造上の制約を受け、構造計算により安全が確認されなければならない。確認の申請書を提出して、確認済証の交付を受けなければならない。また、完了検査の申請を行い、検査済証の交付も受けなければならない。
2	安全点検報告の対象広告物	広告物の全体面積が10㎡を超える集合看板でテナントごとに申請者が異なる場合の安全点検の取扱いはどうすればよいのか。	各広告物の申請者が異なり、各申請が10㎡を超えない場合、規定上は管理者の設置及び点検報告は不要である。ただし、条例等改正の趣旨(広告物の安全確保)の理解を求め、複数の申請者のうち1名に代表して報告してもらう若しくは看板のオーナーにまとめて報告を依頼するなどの対応が考えられる。 また、壁面に複数の文字を1つ1つ独立させて設置し、1つの広告物とする場合も、各文字の表示面積が10㎡未満、又は高さが4m未満であれば規定上は管理者の設置及び点検報告は不要であるが、各文字の合計が10㎡を超えるのであれば、報告を依頼するなどの対応が考えられる。
3	管理者	管理者の資格	安全点検を行う管理者(条例第15条の2、第15条の3)に求められる資格は何か。 規則第8条の2に定められており、以下の5つのうちいずれかに該当する者である。 ①屋外広告士 ②建築士 ③電気工事士 ④電気主任技術士 ⑤これらと同等以上の知識を有すると知事が認める者 ⑤の知事が認める者とは、「公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者」をいう。 なお、屋外広告業登録時に選任の必要な業務主任者の資格となっている、各自治体で行う「屋外広告物講習会修了者」は管理者の資格に該当しない。
4	安全点検報告書	安全点検報告書の提出時期	安全点検報告は、毎年の更新許可(1年間)ごとにしなくてはならないか。 安全点検報告の間隔は、広告物の表示等の後5年間は猶予し、6年目からは以後3年ごととした(規則第4条)。 なお、安全点検の実施時期は、許可更新の事務を担う市町との調整会議の中で出された意見等を踏まえ、許可期間満了の日の3か月前から許可期間満了の日の前日までとした。